

1.国民健康保険料

毎月の保険料納付額

組合員は、保険料として、次の区分による額を、別に定める納付方法により、毎月組合に納付願います。

◎40～64歳の被保険者

	金額	区分
甲種組合員	45,500円	医療給付費分 31,000円
		後期高齢者支援金分 6,000円
		介護納付金分 8,500円
乙種組合員	22,500円	医療給付費分 12,000円
		後期高齢者支援金分 5,000円
		介護納付金分 5,500円
組合員の家族	20,500円	医療給付費分 10,000円
		後期高齢者支援金分 5,000円
		介護納付金分 5,500円

※介護納付金分保険料は、40歳の誕生日の前日が属する月から本組合に納付し、65歳の誕生日の前日が属する月からは、お住まいの市町村役場に各市町村役場が定めた保険料を納付することになります。

◎40歳未満、65～74歳の被保険者

	金額	区分
甲種組合員	37,000円	医療給付費分 31,000円
		後期高齢者支援金分 6,000円
乙種組合員	17,000円	医療給付費分 12,000円
		後期高齢者支援金分 5,000円
組合員の家族	15,000円	医療給付費分 10,000円
		後期高齢者支援金分 5,000円

2. 保険給付

療養の給付

年齢	自己負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳～74歳	「高齢受給者証」に記載している自己負担割合のとおり
	・現役並みの所得者 3割 ・現役並みの所得者以外 2割

その他、高額療養費等は下記にお問合せ下さい
山口県医師国保組合
Tell 083-922-2510

資格関係の届出書は下記にご提出下さい
山口大学医学部総務課内
山口大学医師会事務局 担当 福岡
Tell 0836-22-2008